

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会フードドライブ事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、食品ロスを防ぐとともに、一時的な生活上の困難に直面している世帯や子ども食堂等の無料または低額で食事を提供している地域福祉活動の支援として食料等の支給を行うことを目的とする。

(実施期間)

第2条 期間を定めず、随時とする。

(実施方法)

第3条 食料等を募集する方法は以下のとおりとする。

- (1) フードドライブの開催
- (2) 社協ホームページやチラシによる周知

(募集する物資)

第4条 募集する物資は以下のものとする

- (1) お米（玄米、精米）
- (2) 缶詰（肉、魚、野菜、果物など）
- (3) レトルト食品（カップ麺、カレーなど）
- (4) 乾物（パスタ、うどん、蕎麦など）
- (5) ギフト（お歳暮、お中元などの余り）
- (6) お菓子
- (7) 調味料
- (8) 飲料（ペットボトル飲料、缶ジュースなど）
- (9) 乳幼児食品（粉ミルク、離乳食など）

受け取ることができないもの

- (1) 賞味・消費期限がご寄附時に2か月以内のもの
- (2) 賞味・消費期限が明記されていないもの
- (3) 包装や外装が破損しているもの
- (4) 生鮮食品
- (5) 開封済みのもの
- (6) 冷蔵、冷凍食品
- (7) アルコール類

(支給方法)

第5条 支給方法は以下のとおりとする。

- (1) 生活困窮世帯については、まんぷくボックスの食料に充てて支給することができるものとする。
- (2) 子ども食堂等については、フードドライブ事業利用申請書（様式第1号）を提出された団体に支給するものとする。支給する食料の量については、希望される量と賞味期限等を勘案して本会が定めることができるものとする。また、支給回数は原則、月に1回を上限とする。

（その他の事項）

第6条 フードドライブ事業に関して協議が必要な案件が発生した場合は、その都度、事務局において協議し、事務局長の了承を得て決定するものとする。

2 寄附食料について、種類及び消費期限等により利用に適さないと判断した場合や寄附の量が多く町内での配布だけでは余ると想定される場合は、セカンドハーベスト名古屋等に提供することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(様式第1)

令和 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

団体名
代表者名
住所
電話

令和 年度東郷町社会福祉協議会フードドライブ事業利用申請書

地域福祉活動を実施しますので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

希望食材・量			
団体概況	設立年月	年	月
	会員数	名 (運営者 名 参加者 名)	
	参加者会費	_____円	
事業計画書	別紙のとおり		
他の団体・法人からの助成金などの有無	(1) 受けている。(団体名 金額 _____円 (2) 有料である会場を無料で借りている。 (3) 受けていない。		
備考	(連絡先担当者)		
	1 氏名		
	2 連絡先		
3 電話	—	—	F A X — —

添付書類 (1) 団体の規約、会則の写し
(2) 団体の会員名簿

令和 年度事業計画書

事業の目的	
年間事業内容及び事業計画	
期待される効果	

